

介護予防・日常生活支援総合事業の対象者の弾力化について

令和2年10月22日に交付された厚生労働省の省令改正により、介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）の一部のサービスの対象者に、市町村の判断で要介護者を追加することができるようになりました。

本市においては、**住民主体訪問サービス**を要支援者の時に利用していた方が、要介護者となった後も利用し続ける場合のみ、継続して利用することができるようになりますが、導入については、**令和3年度に検討していく**予定です。

実施を含め、方針が決まり次第、改めてお知らせいたします。

令和3年3月9日
全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料 抜粋

神戸市はB型(住民主体訪問サービス)のみ

【別添資料1】 介護予防・日常生活支援総合事業の補助事業（B型・D型）の対象者の見直しについて①

- 令和3（2021）年4月より、介護予防・日常生活支援総合事業における、住民主体のサービスを実施しているボランティア団体等に対する補助事業（B型・D型）について、要支援者等に加えて、介護給付を受ける前から継続的に利用する要介護者（継続利用要介護者）の方々も対象となります。
- これにより、住民主体のサービスを実施しているボランティア団体等が、市町村による運営費全体の補助を受けやすくなるなど、継続利用要介護者の方々のご希望を踏まえて、地域とのつながりを継続することを可能とするための見直しです。

見直しの内容

神戸市の導入時期は未定

【現在】

・総合事業の対象者は「要支援者」「基本チェックリスト該当者」とされています。

・総合事業で、住民主体のサービスを実施しているボランティア団体等に対して運営費全体を補助するためには、「要支援者」「基本チェックリスト該当者」が利用者全体の過半数である必要などがあります。

「住民主体のサービスへの補助の例」

※あくまで例で4の、補助の方法は自治体により異なることがあります。



【令和3年4月以降】

・令和3年4月からの見直しにより、総合事業の補助を受けて実施されている住民主体のサービスを、介護給付を受ける前から継続的に利用する要介護者（継続利用要介護者）も、総合事業の対象者となります。

・これにより、按分の方法により補助額を決定している市町村においては、「継続利用要介護者」の方々も含めて利用者全体の過半数であるかを見ることになるため、住民主体のサービスを実施しているボランティア団体等が、市町村による運営費全体の補助を受けやすくなります。

・これは、継続利用要介護者の方々のご希望を踏まえて、地域とのつながりを継続することを可能とするための見直しです。

神戸市は件数あたり補助のため、着色部分は該当しない



参考）住民主体訪問サービス

NPO法人等のボランティアにより、掃除、買い物などの生活援助を提供します。介護報酬の設定はなく、サービス内容や利用者負担、サービス提供地域などは提供する団体ごとに異なります。詳しくは市ホームページよりご確認ください。（3. 訪問型サービスについて 住民主体訪問サービス）

<https://www.city.kobe.lg.jp/a46210/business/annaitsuchi/kaigoservice/sougouzigyoku/index.html>